

## VII. 移行前後の業務運用等について(その他)

### 1. 随時報作成依頼情報

第5次NACCSでの随時報作成の依頼に係る情報は、第6次NACCSに移行しませんので、第6次NACCS稼働後に改めて随時報作成依頼情報登録・変更業務を実施してください。

なお、移行前日の平成29年10月7日(土)は、随時報作成依頼情報登録・変更業務を18:00をもって停止します。第5次NACCSがサービスを終了するまでに処理されなかった随時報作成依頼情報が残っている場合は、NACCSセンターから該当する利用者へ連絡します。また、移行日となる10月8日(日)に実施された場合、検索等結果は、翌日9日(月)09:00以降に送信します。

### 2. 管理資料情報

平成29年10月8日(日)に配信される10月7日(土)までの第5次NACCSから提供される日報、月報及び廃止となる管理資料の情報は、第6次NACCSでは取得できません。該当する管理資料の取出し等については、後述VIII.「第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】」を参照してください。

なお、移行に伴う管理資料の作成・提供等については、別紙2「第5次NACCSから第6次NACCSへの移行に伴う管理資料の作成について」を参照してください。

### 3. 滞留電文(配信電文・障害電文・メール電文)

第5次NACCSで発生した滞留電文(配信電文・障害電文・メール電文)は、第6次NACCSへ移行しませんので、次のいずれかの方法により第5次NACCSにて取り出ししてください。

- (1) 第5次NACCSサービス終了(平成29年10月7日(土)23:15)までに取出しを行う。
- (2) 第5次NACCSの特別運用期間(平成29年10月8日(日)から17日(火))中に取出しを行う(後述VIIIを参照ください。)

### 4. 法人番号対応について

- (1) JASTPRO及び税関発給コードの取扱いについて

第6次NACCS稼働後、法人番号を保持する者に係る輸出入貨物の輸出入申告業務等における「輸出入者コード」欄には、原則として法人番号17桁(法人番号13桁+枝番4桁)を入力することとなります。ただし、JASTPROコード又は税関発給コードに関して、法人番号との1対1の紐付けが行われている場合は、従来どおり入力可能としています。なお、JASTPROコード等と法人番号の紐付け状況については、[NACCS掲示板]-[輸出入者コード表]を参照いただくか、「輸出入者情報照会(IIE)」業務で確認可能となります。

① 法人番号と紐付けが行われている場合

JASTPROコード及び税関発給コードのうち、法人番号との1対1の紐付けが行われている場合は、「輸出入申告事項登録（EDA、IDA）」業務等において、「輸出入者コード」欄に当該JASTPROコード又は税関発給コードを入力することが可能となります。この場合、法人番号との紐付け情報に基づき、入力控の「輸出入者コード」欄には紐付く法人番号が表示され、新規出力項目の「輸出者（入力）」及び「輸入者（入力）」欄に参考情報として事項登録時に入力したJASTPROコード又は税関発給コードが表示されます。

② 法人番号と紐付けが行われていない場合

法人番号との紐付けが行われていない場合、JASTPROコード又は税関発給コードの入力は不可となります。この場合は、「輸出入者コード」欄に法人番号を入力の上、名称、住所等を全て入力していただく必要があります。

（注）紐付け登録を行わない場合、EDA業務やIDA業務等を実施した際、英文の名称及び住所の自動補完（表示）の他、以下のNACCSの便利機能をご利用になれませんのでご注意ください。

- ・ 包括保険の登録
- ・ リアルタイム口座の登録
- ・ NACCSを利用している輸出入者への許可書等の配信機能

③ 法人番号を保持しない個人等の場合

法人番号を保持しない個人等の場合は、JASTPROコード及び税関発給コードを引き続き利用することになります。

【JASTPROコードの場合】

入力控の「輸出入者コード」欄には、入力したJASTPROコードがそのまま出力されます。

【税関発給コードの場合】

既存の12桁の税関発給コードを入力した場合、入力控の「輸出入者コード」欄には、先頭に「C0000」を付与した17桁に変換され出力されます。なお、更改後も従来の12桁での入力も可能です。

例：第5次NACCSコード体系（12桁）⇒ 第6次NACCSコード体系（17桁）  
10000ZZ3-0000 ⇒ C000010000ZZ3-0000

なお、更改後も法人番号を持たない個人等に関しては、税関発給コードの発給が継続されますが、個人等向けの税関発給コードの番号体系は、次のとおり17桁に変更となります。

例：コードの先頭が「C」で17桁：C000010000ZZ1-0000

(2) 第6次NACCSにおける税関発給コードの取扱いについて

税関では、法人番号を保持する者に対する新規の税関発給コードの発給は行いません。また、税関発給コードに登録された名称及び住所等に変更があった場合でも登録内容についての更新手続きは行われません。

このため、NACCSでは、名称変更等が行われた税関発給コードに紐づく法人番号に関して、国税庁の法人番号システムから「社名変更」等の情報が送信されてきた時点で該当する税関発給コードについて「名称無効化」情報を登録します。「名称無効化」の登録が行われた場合は、「輸出入者情報照会（IIE）」業務の「名称無効表示」欄に「\*」が表示されます。

① 無効化された場合

税関発給コード又はそれに紐づく法人番号を利用して「輸出入申告事項登録（EDA、IDA）」業務等を実施した場合、英文の名称及び住所は自動補完されないため、すべて手入力をしていただく必要があります。

② 無効化された法人番号について名称及び住所を自動補完（表示）したい場合

税関の税関発給コード担当に対して「税関発給コード削除申請」を提出した後、新たにJASTPROコードの発給申請を行い、かつ、当該申請時に必ず法人番号との紐付け登録手続きを行ってください。当該作業を実施することにより、法人番号を入力した際、従来どおり、社名・住所の自動補完が行われます。

(3) 移行期におけるJASTPROコードのNACCSへの登録時期について

通常、既存コードと法人番号との紐付け情報及び新規取得したコードのNACCSへの登録は、JASTPROで登録完了された日の2営業日後にNACCSに登録されますが、第6次NACCS稼働前の移行期においては以下のスケジュールにて登録をしますのでご注意ください。

JASTPROでの登録完了日	NACCS登録日
9月28日	10月2日
9月29日～10月10日	10月12日
10月11日	10月13日

なお、平成29年10月8日（日）のNACCS更改時には、平成29年9月19日（火）時点の法人番号との紐付け情報で移行処理を行い、平成29年9月20日（水）～10月7日（土）の紐付け情報については移行処理を行わない予定ですのであわせてご注意ください。

## 5. 海上・航空共用化について

第6次NACCSでは、海上システムによる航空貨物の取扱い機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとしています。

海上システムでNACCSをご利用いただいている保税蔵置場、通関業のご利用様が第6次NACCSで航空貨物を取扱う場合には、利用契約のシステム区分を「海上」から「共用」に変更するなどの「海上・航空共用」の手続きが必要となります。

### (1) 海上・航空共用蔵置場における対応

海上・航空共用の手続きを終えた海上・航空共用蔵置場においては、第6次NACCSへのデータ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務が実施可能です。

なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前又は輸出申告前の場合は、当該データについて、あらためて航空システムで再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することが可能です。具体的な取扱いについては、別紙3「移行データの取扱いに係る留意点」をご確認ください。なお、航空システムによる再処理が必要となりますので、第5次NACCSの運用期間中に後続業務も含めてNACCS業務が完結するようご協力をお願いいたします。

### (2) 海上システムのみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応

移行データを利用しての後続業務の実施は制限的であり、また、マニュアルでの搬入確認や輸出入申告とならざるを得ない場合があることから、第5次NACCSの運用期間中に後続業務も含めてNACCS業務が完結するようお願いいたします。

なお、移行前後における具体的な取扱い（業務への影響）については、別紙3「移行データの取扱いに係る留意点」をご確認ください。